

世田谷区コンプライアンス基本方針

令和2年4月1日

区の事務事業が複雑・多様化する中、区民福祉の増進に向け、限られた資源を活用して、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、区の事務事業の適正性の確保が求められています。

区は、区民との強固な信頼関係を構築するために、**職員一人ひとりが、コンプライアンスを深く認識し、行動するとともに、組織的にコンプライアンスの確保に取り組む**必要があります。

区では、コンプライアンスを「**法令、条例・規則、区において定められた規程や社会規範を遵守することのみならず、職員一人ひとりが、事務事業の意義をよく理解し、区民の信頼に応えるべく主体的かつ誠実、適正に職務を遂行すること**」と捉え、区民から信頼される区政を目指し、もって区民福祉の向上を図ることを目的として、本方針を定めます。

職員は、次の行動指針に従って行動するものとし、組織が一体となってコンプライアンスの確保に向けた取組みを進めていきます。これにより、職員が安心して持てる能力や経験を最大限発揮し、前向きに職務に取り組むことができる土台を築き、より一層魅力ある行政サービスを提供することを目指します。

行動指針1 職員一人ひとりが、コンプライアンスを深く認識し、行動する。

- 法令、条例・規則、区において定められた規程や社会規範を遵守する。
- 常に人権を尊重し、区民の人権を守る。
- 公私にわたり自らを律し、行動する。
- 自らの能力・資質の向上に主体的に取り組む。
- 区民に対しては、親切、丁寧な対応を心掛け、意見、相談、要望に誠実に対応する。
- 公文書が区民共有の知的資源であることを十分に認識した上で、情報公開の基盤である公文書の管理を適切に行う。
- 個人情報等の情報管理や、公金公物の適切な管理を徹底する。
- 区民の立場に立った、わかりやすい表現や情報提供方法を常に意識し、区民への説明責任を果たす。
- 事務事業の意義をよく理解し、常に改善の視点を持って、公平かつ正確に事務事業を執行する。
- 報告、連絡、相談を常として、問題のある情報ほど速やかに報告する。

行動指針2 組織的にコンプライアンスの確保に取り組む。

- 適正な事務執行や、服務規律の確保に向け、組織的にリスクマネジメントに取り組む。
- 職員間や組織間において情報共有を密にし、連携することで、不適正な事務執行や不正行為を未然に防ぐ体制を整備する。
- 万が一、区民の信頼を損ねる事態が発生した場合は、速やかに対処し、庁内が一体となって、再発防止に取り組む。
- 過去の教訓を活かし、リスクの発生を組織的に防止する仕組みを構築するなど、常に業務改善を進める。